

徳島県外における子どもの定期予防接種と接種費用の助成について

吉野川市では、県外に一時的に滞在している方が、県外の医療機関で「子どもの定期予防接種」を受けられる場合、接種費用の一部助成（自己負担した額と市が定める金額のいずれか低い方）を行っています。

助成を受けるには、市役所健康推進課で手続きをし、吉野川市が発行する「定期予防接種実施依頼書」の交付を受ける必要があります。

※「定期予防接種実施依頼書」の交付を受けずに接種すると全額自己負担になります。

※助成対象期間には制約があります。詳細については健康推進課へ問い合わせください。

対象者（吉野川市に住所を有する方のみ）

- 予防接種を受ける者及びその保護者が出産等のため県外に長期にわたり滞在している場合。
- 病気等の理由により、県外の医療機関等において通院、入院、または入所をしている場合。
- その他やむをえない特別な理由があると市長が認める場合。

対象となる定期予防接種

種類	対象となる者の年齢
五種混合（1期）	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
四種混合（1期）	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
三種混合（1期）	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
不活化ポリオ（1期）	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
二種混合（2期）	11歳以上13歳未満の者
麻しん、風しん または麻しん風しん混合（1期）	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
麻しん、風しん または麻しん風しん混合（2期）	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
日本脳炎（1期）	生後6月から生後90月に当たるまでの間にある者
日本脳炎（2期）	9歳以上13歳未満の者
BCG	生後1歳に至るまでの間にある者
Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイルス 感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症	ロタリックス：生後6週から生後24週までの間にある者 ロタテック：生後6週から生後32週までの間にある者

※日本脳炎の特例対象者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者）については、20歳未満までの間とする。

※ヒトパピローマウイルス感染症：平成9年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた女子で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種している方については、令和8年3月31日までの接種を対象とする。

※予防接種の接種方法および接種回数は、予防接種実施規則に基づき実施するものとする。

手続きの流れ

1、接種を受ける前に県外接種の申請をする

- 1 滞在先の市町村で、定期予防接種ができる医療機関および依頼書の送付先（市町村か医療機関）を確認してください。
- 2 定期予防接種実施依頼書交付申請書(様式第1号)のすべての欄に記入し、吉野川市健康推進課へ提出してください。
接種予定日より2週間程度の余裕を持って申請してください。

申請後、吉野川市で内容を審査し適当と認めるときは、吉野川市から希望の送付先（滞在先等）へ「定期予防接種実施依頼書(様式第2号)」を送付します。

2、接種を予約する

「定期予防接種実施依頼書」が届いたら、接種機関（市町村もしくは医療機関）に予防接種の日程等予約の連絡をする。予約時に、必ず吉野川市の「定期予防接種実施依頼書」を持参することを伝えください。接種当日に接種費用の支払いが必要なので、予約時に費用の確認をお願いします。

3、接種当日 お子様の体調がよいことを確認し、病院へ

- 【持参物など】 定期予防接種実施依頼書、母子健康手帳、接種費用
本市への返信用封筒（宛名を記載した封筒、切手もご準備ください）
予防接種予診票（出生時に交付したもの）
- 【接種後に確認】 領収書、予防接種の記録が記載された母子健康手帳または予防接種済証

4、予防接種費用の助成請求をする

- 定期予防接種費用助成申請書・請求書（様式第3号・5号）を健康推進課へ提出してください。
郵送の場合、必ず日中連絡の取れる電話番号（携帯等）を記入してください。
- 【添付書類など】 ア. 医療機関が発行した領収書
イ. 予防接種の記録が記載された母子健康手帳または予防接種済証
ウ. 申請者の預金通帳の口座名義と口座番号が記載されたページの写し
エ. 印鑑

予防接種費用の助成が決定しましたら定期予防接種費用助成決定通知書を交付し、指定の口座へ決定額を振り込みます。

注 意 事 項

- ・各種申請書および請求書は健康推進課にあります。
- ・吉野川市に「定期予防接種実施依頼書」を提出せずに接種した場合は、予防接種費用の助成は受けられません。
- ・助成金額は、医療機関において負担した額と吉野川市が定める額のいずれか低い方の額となります。
- ・最後の予防接種接種後6か月以内に予防接種費償還払いの申請をしてください。6か月を過ぎると申請できなくなります。